

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正（案） に対するご意見の概要と札幌市の考え方

1 ご意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

令和5年（2023年）5月24日（水）から令和5年（2023年）6月26日（月）まで

(2) 意見提出方法

郵送、ファクス、持参又は電子メール

(3) 配布資料

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正（案）

(4) 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階（市政刊行物コーナー）、13階（区政課）
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・各区民センター
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ

2 提出者及びご意見の内訳

(1) 提出者数及びご意見の件数

ア 意見者数	2人、0団体
イ ご意見の件数	5件

(2) 提出方法

ア 持参	1人
イ 電子メール	1人
ウ ファクス	0人
エ 郵送	0人

(3) ご意見の内訳（案の項目に沿って分類）

ア 「札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正（案）について」に関すること	1件
イ 「moyuk SAPPOROについて」に関すること	2件
ウ 参考資料「1 札幌市客引き行為等の防止に関する条例について」に関すること	1件
エ 参考資料「2 禁止区域について」に関すること	1件

3 ご意見の概要と市の考え方

(1) 「札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正（案）について」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
<p>m o y u k S A P P O R Oを南2条西3丁目になぜ開業するのかわからない。市長が選挙前に説明する義務があったと考える。パブリックコメントも令和5年6月26日が締切りであり、議論する時間が少なく、客引き施行条例一部改正といっても何のことかわからず、市民が納得しないのではないか。建物だけできた条例施行案の一部改正としか市民には理解できないであろう。</p>	<p>今回のパブリックコメントは、本条例施行規則が対象とする禁止区域の変更案に関するものでありますので、施設の開業に関するご意見は参考意見とさせていただきます。</p> <p>また、パブリックコメントの期間は、札幌市パブリックコメント手続に関する要綱第7条に基づき、34日間の期間を設けています。</p> <p>今後も本条例をわかりやすく周知するよう努めてまいります。</p>

(2) 「m o y u k S A P P O R Oについて」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
<p>どうしてアイヌ語のm o y u kを使って建物を建設したのかわからない。説明していただきたい。アイヌの差別につながらないのか疑問は残る。</p>	<p>施設の名称については、札幌市として回答することはできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>m o y u k S A P P O R Oに限らず、建物の建設や条例施行の一部改正であっても、どうして条例案に関して市民の審査が行き届かないのか納得がいけない。市民投票とわかりやすい形になっていないのが札幌市であるともいえる。札幌市が促進をして市民投票を実施すべきではないか。</p>	<p>パブリックコメントは、札幌市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的に実施しています。</p>

(3) 参考資料「1 札幌市客引き行為等の防止に関する条例について」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
<p>市民や観光客は意外と条例を知らないのではないかと思うので、周知徹底を強化してはどうか。地下鉄駅へのPRポスターの掲示や、マスコミを使って宣伝を強化してほしい。</p>	<p>令和4年度に実施した市民アンケートでは、約3割の市民は条例のことを「知らない」と回答していますので、引き続き、ポスターやチラシ、街頭ビジョン等を活用した周知・啓発を実施してまいります。</p>

(4) 参考資料「2 禁止区域について」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
<p>中心部の再開発により、ビルの建替えが増えてきたことで、飲食店の進出が考えられる。ビルの所有者は積極的に条例に参加したらどうか。現行の禁止区域は変更しないことが望ましい。</p>	<p>禁止区域については、客引き行為者等の推移や中心部の再開発状況を注視し、適宜見直しを実施してまいります。</p>